

これまでの議論を踏まえた方向性と 積み残しの論点(2)

基準の範囲・方向性について

これまでの議論を踏まえた方向性

- 放課後児童クラブは、これまで多様な形態により運営されてきた経緯がある中でも、基本的には小学校の放課後に留守家庭の子どもたちの活動の拠点として過ごす生活の場としての機能を重視し、運営されている実態が少なからず見受けられるところ。
- 放課後児童クラブは、児童福祉法に定めるとおり「…授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ことを目的とする事業であることから、保護者が児童を安心して預けることができるように環境を整備し、安全面に配慮し、児童の発達段階に応じた自主的な生活や遊びの支援を行うものと考えることが適当である。
- 放課後児童クラブの具体的な機能、役割については、上記を踏まえ、現行のガイドラインの内容を基本として、新制度の施行までに整理し、ガイドライン等で明確化することが適当である。

<委員の主な意見>

- ・ 「学童保育とはそもそも何か」という原理的な認識が必要ではないか。そもそも子どもの健全育成のためにどういう環境が必要か、という観点が必要ではないか。
- ・ 理念を明確化することは重要。ガイドラインに明記すべき。継続・安心して利用できること、自分の居場所として認識できること、指導員が子どもの特性を理解して指導できること、等が考えられる。
- ・ 子どもの健全育成を図るものであるということをしっかり位置づけるべき。保護者の就労支援という観点からも、子どもを安心して預けられるという観点が重要になる。
- ・ クラブの特性として、一定の時間一定の場所で子どものアイデンティティを育てるということがある。点ではなく面で子どもを育てることが、他の事業とは異なる特徴。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

6. 放課後児童指導員の役割

(1) 放課後児童指導員は、以下について、留意のうえ、(2)に掲げる活動を行うこと。

- ①子どもの人権の尊重と子どもの個人差への配慮
- ②体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止
- ③保護者との対応・信頼関係の構築
- ④個人情報の慎重な取扱いとプライバシーの保護
- ⑤放課後児童指導員としての資質の向上
- ⑥事業の公共性の維持

(2) 放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ①子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

従事する者（職員の資格）【従うべき基準】

これまでの議論を踏まえた方向性

- 職員の資格については、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とする。
- また、全員には資格を求めないこととする。
- 有資格者とするための研修等（論点1の研修）については、原則として都道府県が行うこととする（都道府県から委託を受けた社会福祉法人等が実施することも可）。
- 有資格者以外の者が着任時に受ける研修については、法令上の基準とはせず、ガイドライン等で研修の受講を推奨する。また、職員の質の向上のために体系的な研修制度を整備すべきとの意見があったことから、今後、現任研修についても、体制を整備していく必要がある。
- 上記の研修については、実施体制も含め、検討が必要である。
- さらに、現に業務に従事する者については、子ども・子育て新制度の施行後、直ちに業務に従事できないことにならないよう、経過措置を設ける。
 - ※ 全員に資格を求めないとしても、資格要件として研修の受講を義務付けた場合、研修を受講するまでは、全ての者が「無資格者」となることから、経過措置を設けないと、そのクラブは基準違反となる。

<委員の主な意見>

- ・ どのような体制で研修を行うかは重要な問題。地方単独で研修を実施することが難しいところもある。
- ・ 一律の知識を身につけさせる研修は、都道府県で実施し、委託も可能ということでよいと考える。ただし、レベルアップ研修など、一律でないものは都道府県によるものでなくてもよいのではないか。
- ・ パートの方であっても、着任時に最低限の研修は受けるべき。
- ・ 着任時の研修は必要だが、省令基準でなく、ガイドラインでもよい。

<論点1> 資格について、どのように考えるか。※前回の委員の意見を踏まえ、再度整理したもの。

- 放課後児童クラブの有資格者の水準として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」（※））を基本としつつも、放課後児童クラブと児童厚生施設とでは求められる知識や職務の内容が異なることから、その不足部分を補うため、研修を制度化するのが適当ではないか。
- また、資格の水準は、有資格者の員数にも関連するが、方向性にあるとおり、全員には資格を求めないことが適当。
- 研修を省令上の資格要件に位置づけるかどうかは、上記の点も踏まえつつ、検討する必要があるのではないか。

※ ここでは、便宜上「児童の遊びを指導する者」とするが、放課後児童クラブの有資格者の資格については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号に掲げる者と同じ水準の要件を、新たに定め直すこととする。

（案1）省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者であって、研修を受講した者」とする。

→ 全ての者に対し同じ研修を義務付けるかは別途検討が必要。

※ 養育里親研修では、児童相談所等において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者等に対しては、相当と認められる範囲内で、科目の一部を免除することができるかとされている。

（案2）省令上の資格は、「児童の遊びを指導する者」とし、ガイドライン等で研修の受講を推奨する。

→ 省令上必要とされる資格は、「児童の遊びを指導する者」と同等の水準となる。

i) ガイドライン等で、就業前の研修の受講を推奨する。

ii) ガイドライン等で、現任研修（質の向上を図るための研修）の受講を推奨する。

<委員の主な意見>

- ・ 初任者研修の体系化と義務付けを行うべきではないか。
- ・ 「児童の遊びを指導する者」の資格の各号の項目に沿って丁寧に議論するべきではないか。
- ・ 「児童の遊びを指導する者」の4号該当者には研修を義務付けるべき。
- ・ 研修は省令上の要件にした方がよいが、児童の遊びだけを指導するだけでなく、生活の支援を行うことにも留意が必要。
- ・ 運用を考えると、採用前の研修は厳しい。
- ・ 4号以外の者についても、放課後児童クラブに従事するための知識を持つことは重要。ただ、省令上の義務付けまで必要か。
- ・ 有資格者の員数が少ないのであれば、研修を省令上の要件に位置付けるべき。

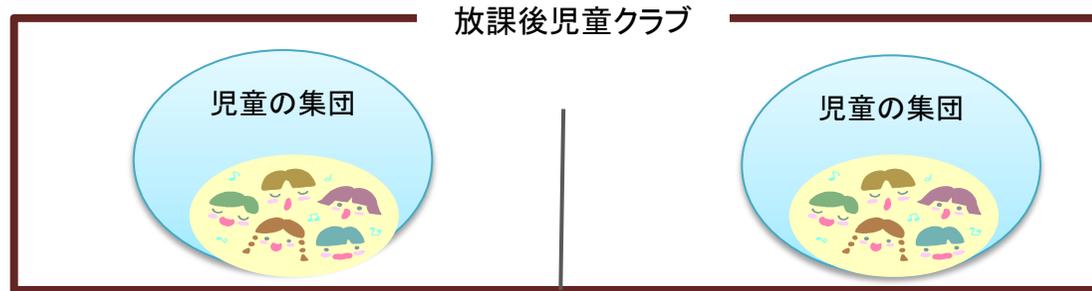
児童の集団の規模 【参酌すべき基準】

これまでの議論を踏まえた方向性

※員数と絡むため、ここで検討

- 1つのクラブの中で、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応する。
- 児童の集団の規模は、おおむね40人までとする。

クラス分けのイメージ



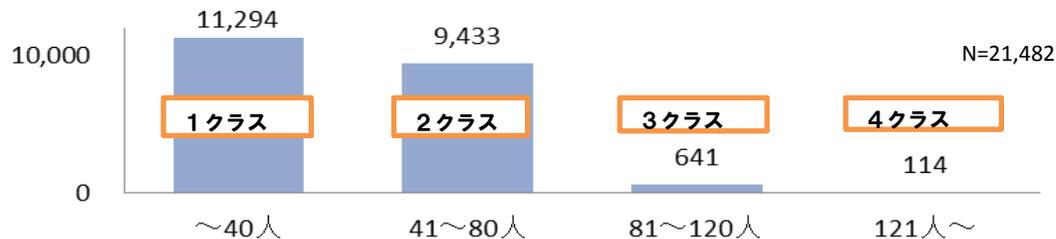
- ※同じ部屋でも、複数の児童の集団（クラス）に分けることが可能
- ※2つの部屋で実施していても、1つの「クラブ」とする
- ※部屋が隣同士となっていないこともありうる。

積み残しの論点と検討の視点

<論点2> 児童の集団の数（クラス数）について、どのように考えるか。

（案）1クラブ当たりの児童の集団の数（クラス数）については、特段、上限を設けないこととする。

<児童数の規模別クラブ数>



<論点3> 「児童数」について、どのように考えるか。※前回の委員の意見を踏まえ、再度整理したもの。

- これまでの議論では、「児童数」について、登録児童数で捉えるべきという意見、利用児童数で捉えるべきという意見の双方があったが、放課後児童クラブについては、毎日利用する児童、週のうち数日をスポット的に利用する児童、双方が考えられることから、以下のとおり整理してはどうか。

(案) 毎日利用する児童（継続して利用する前提で申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日をスポット利用する児童）の平均利用人数を加えた数で捉える。

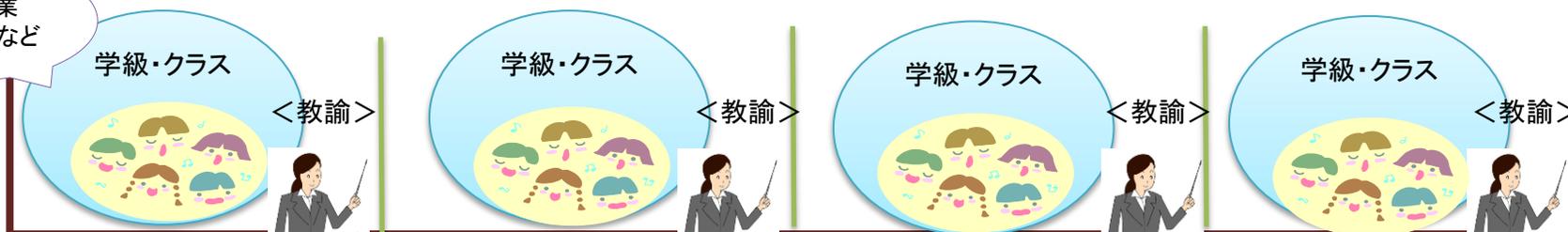
※ 面積要件における「児童数」の考え方については、P 15 参照。

<委員の主な意見>

- ・ 登録児童数によって考えるべき。
- ・ 欠席児童への配慮や保護者との連絡等も重要であるため、登録児童数で考えるべき。
- ・ 登録児童数と定められると運用が厳しいところもある。
- ・ 省令上は単に「児童」として、解釈の余地を残してほしい。

小学校のケース (学級・クラス)

教科授業
総合学習など



学校行事、
クラブ活動
など



運動場、図書室、保健室など



<校長、教頭、養護教諭など>

◎学校教育法施行規則（昭和三十二年文部省令第十一号）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

◎小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

◎学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

7 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

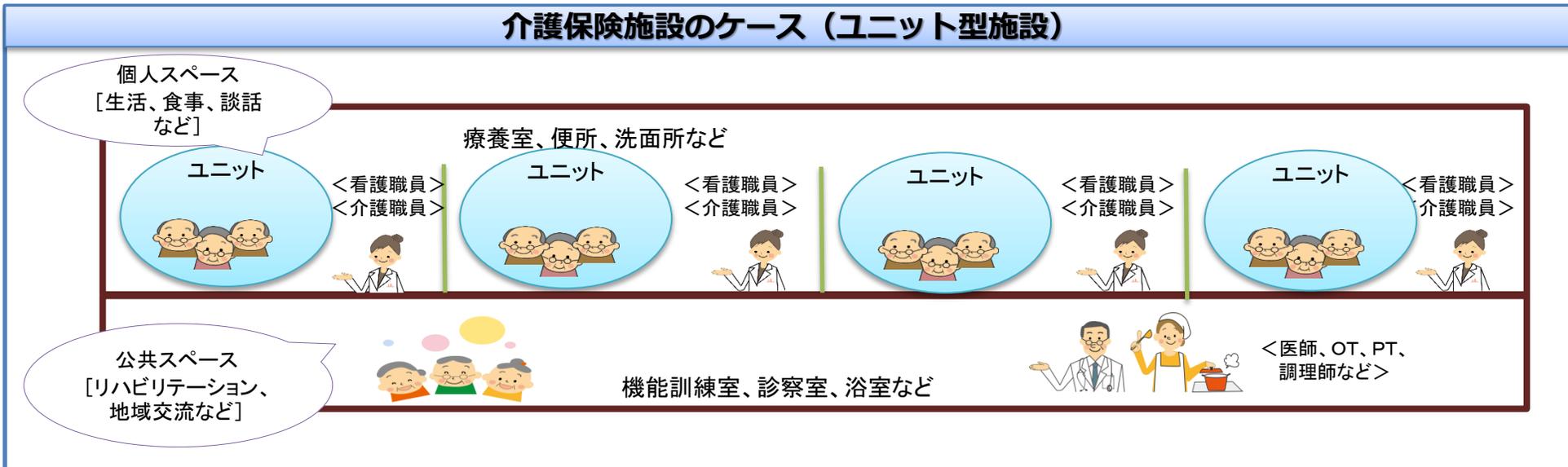
8 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

11 教諭は、児童の教育をつかさどる。

◎小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）

第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

介護保険施設のケース（ユニット型施設）



◎介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）

第二条 法第九十七条第二項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

一～八（略）

第四十一条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。（略）

- 一 ユニット
- 二 診察室
- 三 機能訓練室

四～八（略）

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 療養室

(1) 一の療養室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2)～(8)（略）

二～三（略）

第四十八条

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二～三（略）

員数【従うべき基準】

これまでの議論を踏まえた方向性

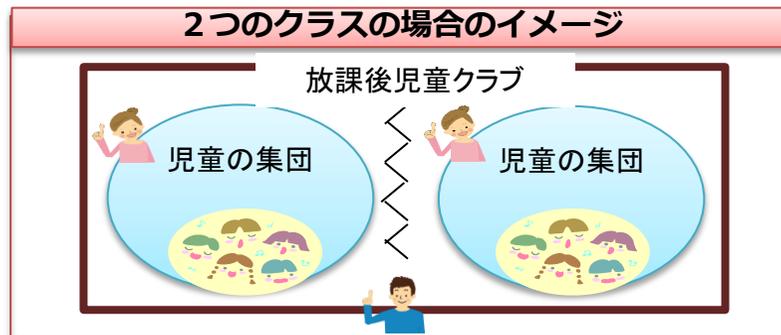
- 員数については、複数配置とする。
- 全員には資格を求めないこととするのが適当。（再掲）

積み残しの論点と検討の視点

＜論点4＞ 具体的な員数について、どのように考えるか。※前回の委員の意見を踏まえ、再度整理したもの。

（案1）省令には最低人数のみを定める。

1 クラスにつき有資格者を1名以上配置することとし、クラブ全体の員数はクラスの数に1を加えた数を下回ることはできないものとする。



（案2）省令には最低人数のみを定める。

1 クラスにつき職員を2名以上配置することとし、うち1名以上は有資格者とする。

＜委員の主な意見＞

- ・ 最低2人とすべき。
- ・ 最低人員のみとすべき。
- ・ 各クラブにおいて少なくとも1人以上の有資格者を配置すべきではないか。
- ・ 最小単位の員数を定め、子どもの数が増えればそれに応じ員数を増やすこととしてはどうか。
- ・ 最低2人とするが、全員が有資格者である必要はない。

積み残しの論点と検討の視点

<論点5> 小規模のクラブの場合、その職員の員数について、1人でも可とするか。

※前回の委員の意見を踏まえ、再度整理したもの。

(案) クラブ全体の職員の員数については、2人を下回ることはできないことを原則とし、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1人でも可とする。ただし、有資格者については、この限りでないこととする。

※兼務する者に係る人件費等については、本事業と他事業との経理区分を明確にしておくことが必要。

<委員の主な意見>

- ・ 10人以下のクラブでは、何らかの形で子どもの安全が確保される場合には、必ずしも複数専任としなくてもよいのではないか。
- ・ 9人以下クラブの40%が1人配置である実態に配慮する必要があるのではないか。

<論点6> 小規模のクラブの児童数について、どのように考えるか。

(案) 20人未満のクラブを小規模のクラブとして整理する。

※社会福祉法では、常時保護を受ける者が20人に満たない放課後児童健全育成事業については、第2種社会福祉事業には含まれないものと規定されている。

※子ども・子育て支援新制度において、20人以上の幼保連携型認定こども園、保育所については「施設型給付」として、20人未満の小規模保育については「地域型保育給付」として、区分されている。

(参照条文)

【保育所の職員配置】

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

【幼稚園の職員配置】

◎幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）

(一学級の幼児数)

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

(教職員)

第五条 幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。
- 4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

【小学校の職員配置】

◎小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）

(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

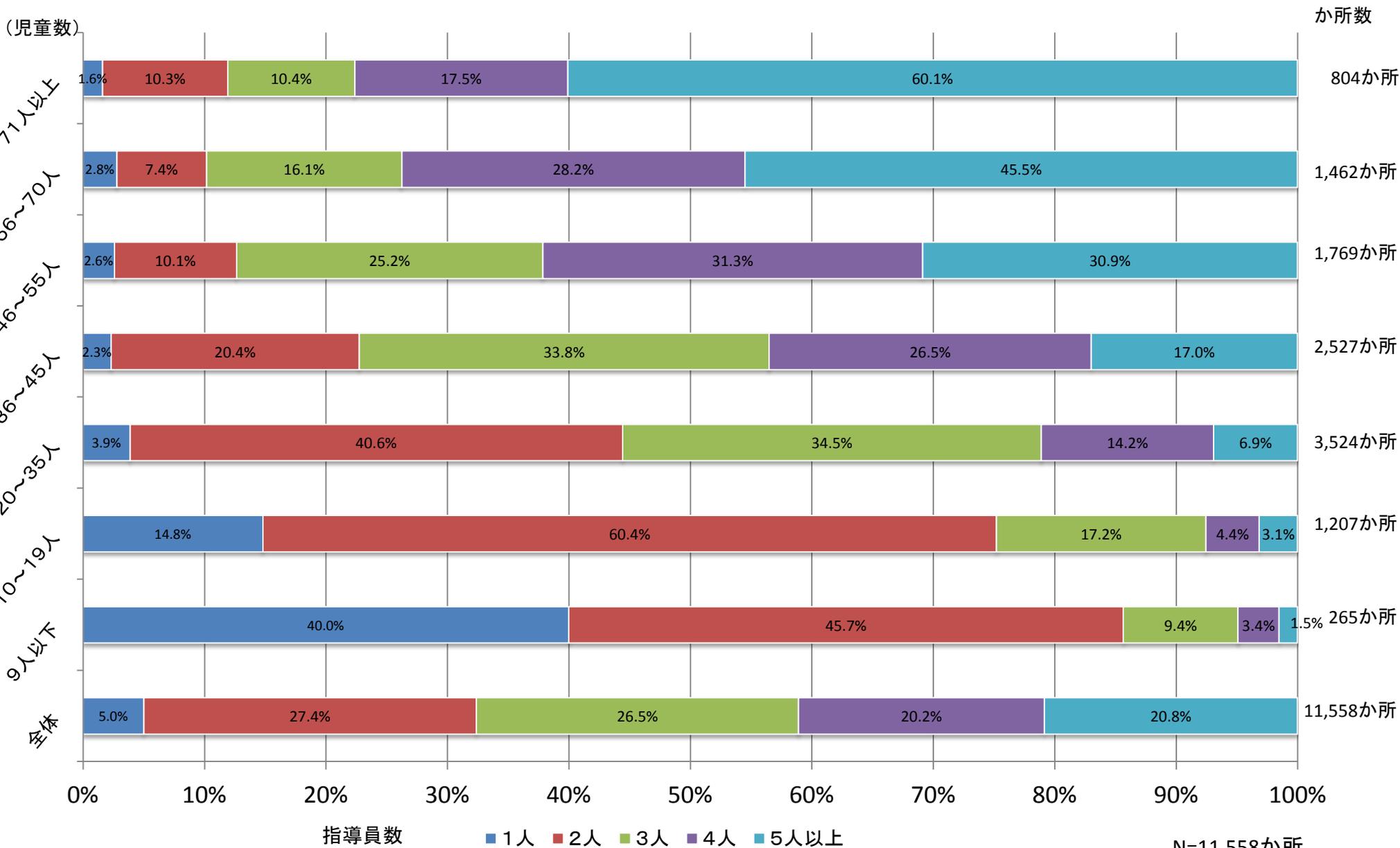
(教諭の数等)

第六条 小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(参考)

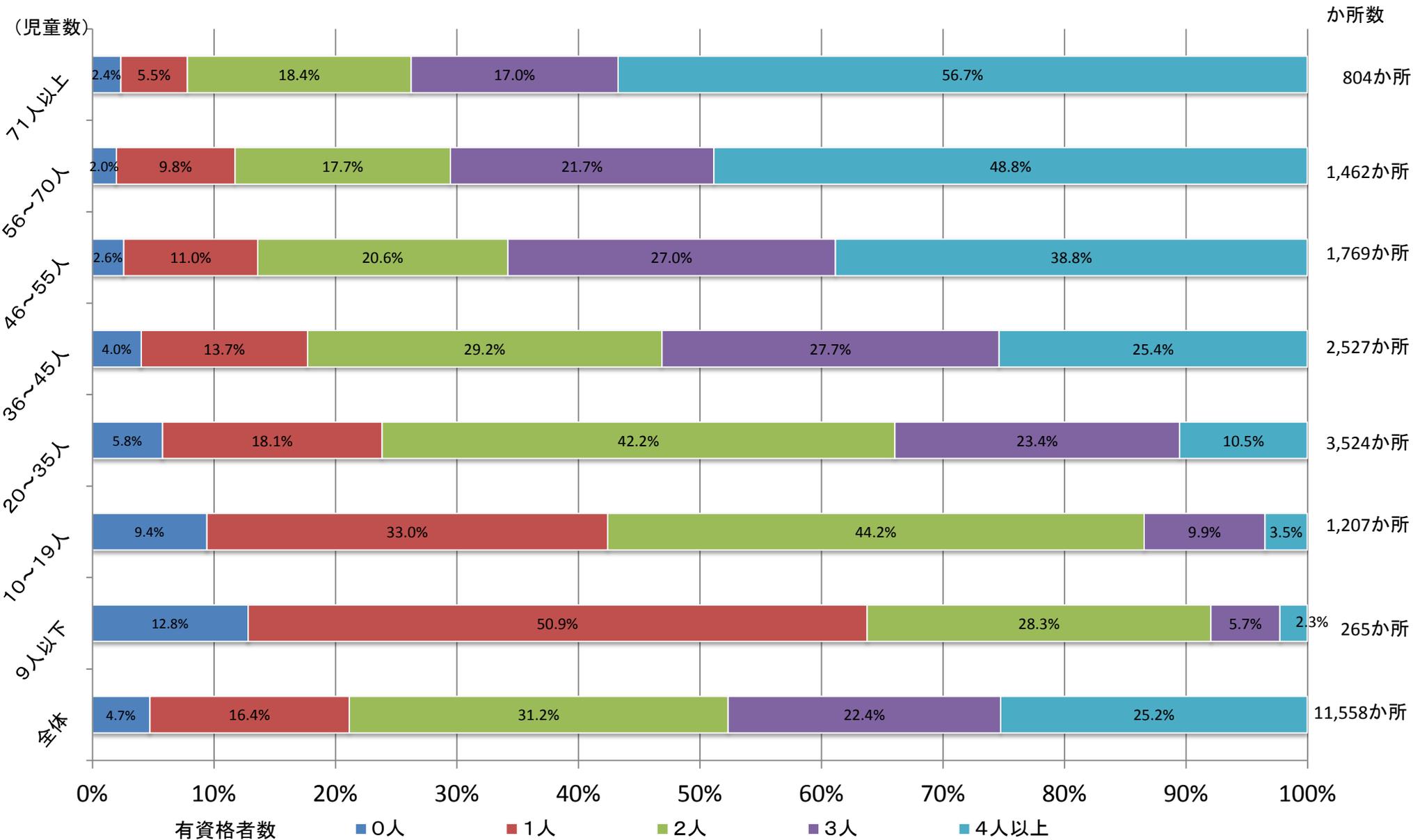
児童数の規模別にみた指導員数の割合



※平成24年10月3日16時頃に從事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

(参考)

児童数の規模別にみた有資格者数の割合



N=11,558か所

※平成24年10月3日16時頃に從事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

これまでの議論を踏まえた方向性

【専用室・専用スペース】

- 専用室・専用スペースを設けることとする。
- 放課後児童クラブは、この専用室・専用スペースを活動の拠点とし、その他の地域の様々な活動場所（例えば、学校施設や公園など）を活用しつつ、児童の健全な育成を図ることが望ましいと考えられる。
- 専用室・専用スペースについては、生活の場としての機能が十分確保される場所であって、クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペースにとらえる。
- ただし、放課後子ども教室と一体的に事業を実施する場合や児童館で実施する場合など、留守家庭児童とそれ以外の子どもとが同じ部屋で過ごすケースも想定される。
- こうした場合であっても、クラブが生活の場であるということに鑑みると、最低限、生活するスペースは専用とすることを基本とする。ただし、各クラブの実情に応じ、児童の健全な育成を図る上で支障を及ぼさない場合には、専用でなくてもよいこととする。
- 専用室・専用スペースの面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とする。



<委員の主な意見>

- ・ 1.65㎡以上は維持すべき。
- ・ 「おおむね」1.65㎡以上とすべきでないか。
- ・ 実態として約24%のクラブでは1.65㎡の要件を満たしていないことに留意が必要ではないか。
- ・ 施設・設備については、広さよりも重要なことがある。子どもが生活の場として認識できることなどが重要。遊びの環境については、クラブが「拠点」であるという考えを持つべき。

【その他】

- 専用室・専用スペースの考え方を整理した上で、静養スペースを設けることとする。
- このほかの施設・設備については、それぞれのクラブの実情に応じ、必要な設備を確保する必要がある。

<論点7> 面積について、登録児童数で考えるか、利用児童数で考えるか。

※前回の委員の意見を踏まえ、再度整理したもの。

- 面積要件は、その時々の子どもの安全性等を確保することが重要と考えられるため、論点3の考えを基本としてはどうか。

<委員の主な意見>

- ・ 登録児童数によって考えるべき。
- ・ 登録児童数と定められると運用が厳しいところもある。
- ・ 登録児童と決めきらず、解釈の余地を残してほしい。
- ・ 登録児童にすると、面積要件を満たすのが難しくなる。

開所日数【参酌すべき基準】

積み残しの論点と検討の視点

<論点8> 開所日数について、どのように定めるか。※前回の委員の意見を踏まえ、再度整理したもの。

(案) 開所日数は、年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。

※国庫補助基準では、年間250日以上開所することとしているが、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日以上開設する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも対象としている。

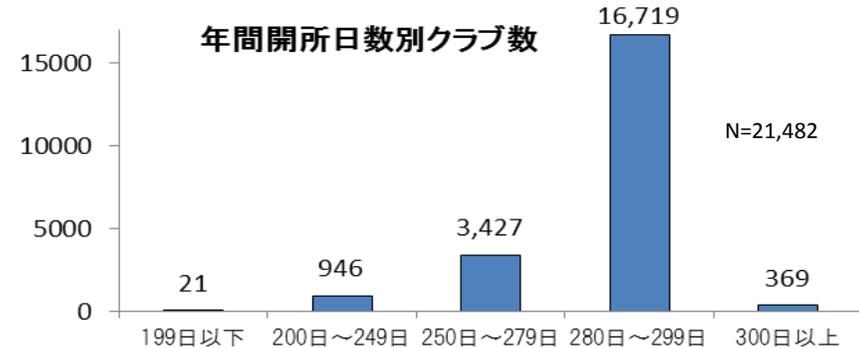
◎改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第六条の三

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、

その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

クラブ数(か所)



<委員の主な意見>

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。
- ・ 開所日数、開所時間に具体的な数値を盛り込むことはかなり難しいのではないか。
- ・ 地域の事情や保護者の就労状況を踏まえつつも、基準である以上、一定の数値は盛り込むべき。

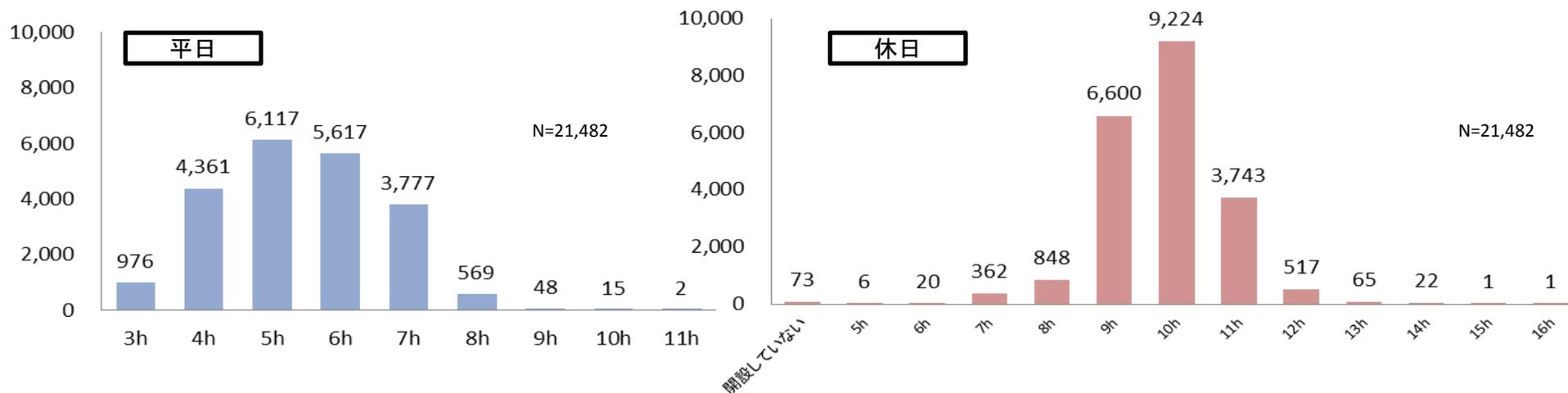
開所時間【参酌すべき基準】

積み残しの論点と検討の視点

<論点9> 開所時間について、どのように定めるか。※前回の委員の意見を踏まえ、再度整理したもの。

(案) 開所時間は、平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとする。

※国庫補助基準では、平日は1日原則3時間以上、休日は子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所することとしている。



○ 平日について、75%のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブごとの開所時間数にはバラツキがある。

○ 休日について、ほぼ全てのクラブで8時間以上開所している。

*各クラブの開所時刻、終了時刻を基に開所時間数を推計。(平成25年5月1日現在、育成環境課調べ)

<委員の主な意見>

- ・ 地域性、事情に鑑みて開所時間・開所日数の在り方を考えるべき。
- ・ 開所日数、開所時間に具体的な数値を盛り込むことはかなり難しいのではないか。
- ・ 地域の事情や保護者の就労状況を踏まえつつも、基準である以上、一定の数値は盛り込むべき。

これまでの議論を踏まえた方向性

- 他の児童福祉事業等で定められている基準の内容等を参考とし、省令上の基準とする事項としては、例えば、以下の事項が考えられる。

<項目案>

- ・事業者の一般原則
- ・職員の一般的要件
- ・非常災害対策
- ・職員の知識及び技能の向上
- ・入所児童の平等取扱い
- ・虐待等の禁止
- ・衛生管理
- ・運営規程
- ・記録（帳簿）の整備
- ・秘密の保持に関する事
- ・苦情処理に関する事
- ・保護者、小学校等との連携等 など

<主な検討項目>

1. 非常災害対策

- 児童の安全を確保するとの観点に立ち、放課後児童クラブが様々な場所で実施されている実態を踏まえた検討が必要。
- 放課後児童クラブが小学生を対象とする事業であることに鑑み、非常災害に必要な設備について児童厚生施設等と同様の基準を設けることが考えられる。

(参考)

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

2. 運営規程

- 放課後児童クラブの適正な運営を確保するため、重要事項について、運営規程を定めることとする。
- 定めるべき項目については、他の事業等を参考にしつつ、必要事項について整理することとする。
 - ※ なお、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、「入所する者の援助に関する事項」「その他施設の管理についての重要事項」のうち必要な事項について規定を設けることとされているが、他の事業の例を参考に、この他の項目についても定めることとさせるか。どのような項目を定めるか、整理が必要。
 - ※※ 子ども・子育て支援法に基づく確認制度における運営基準中でも、運営規程の策定について検討が行われているところ。

(参考) 他の事業の運営規程の例

児童自立生活援助事業(児童福祉法施行規則)	小規模住居型児童養育事業(児童福祉法施行規則)	児童発達支援事業(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・入居定員 ・児童自立生活援助の内容並びに入居者から受領する費用の種類及びその額 ・入居者の希望に応じて、入居者の所持する物の保管を行う場合には、保管の方法及び入居者に対する保管の状況の報告の方法 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項 ・評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容 ・その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・養育者等の職種、員数及び職務の内容 ・委託児童の定員 ・養育の内容 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項 ・評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容 ・その他運営に関する重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・利用定員 ・指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ・通常の事業の実施地域 ・サービスの利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・非常災害対策 ・事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項

3. 保護者、小学校等との連携等

- 保護者が安心して子育てと就労を両立できるようにするため、クラブの利用時の児童の様子を保護者に伝えるなど、保護者との連携を図ることが大変重要であることから、保護者との連携について記載する。
- また、放課後児童クラブの運営に当たっては、小学校等の関係機関との連携を深めることが重要であることから、小学校等との連携等についても記載する。

積み残しの論点と検討の視点

<論点10> 安全管理の基準について、どのように考えるか。

- 安全管理として考えられるものとしては、例えば、事故やケガの防止と対応、衛生管理、防災・防犯対策、非常災害対策等が考えられる。
- このうち、衛生管理や非常災害対策については、児童福祉施設の設備及び運営の基準等を参考に記載することが考えられる（P18参照）。
- このほかの基準として、事故が発生した場合の保護者・市町村への速やかな報告をするとともに、事故の状況や処置について記録させ、再発防止に努めるという観点から、事故が発生した場合の対応（報告、記録、賠償等）についても省令上に規定することが考えられるのではないか。
- なお、防災・防犯対策や事故・ケガの防止等についての具体的な方法としては、現行のガイドラインの記載を参考に、引き続きガイドライン等で示していくことが考えられるのではないか。

<委員の主な意見>

- ・ 防犯、安全管理、事故やケガの対応等が必要ではないか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

10. 安全対策

- (1) 事故やケガの防止と対応
あらかじめ、事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、事故やケガが発生した場合、速やかに適切な処置を行うこと。
- (2) 衛生管理
あらかじめ、感染症等の発生時の対応について、放課後児童クラブとしての対応策を作成すること。
- (3) 防災・防犯対策
防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、定期的に避難訓練等を実施すること。
- (4) 来所・帰宅時の安全確保
あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためのチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体等と連携した見守り活動の実施等について取り組むこと。

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

(児童福祉施設の一般原則)

- 第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
 - 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
 - 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
 - 5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

- 第六条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

- 第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

- 第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

- 第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

- 第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十一条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に報告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(保護者との連絡)

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

各施設・事業の主な運営基準の比較

※下線部は従うべき基準

	児童福祉施設		事業			
	保育所	児童養護施設	一時預かり事業	家庭的保育事業	児童自立生活援助事業	放課後児童クラブ 放課後児童クラブガイドライン
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準		児童福祉法施行規則(一部設備運営基準を準用)		児童福祉法施行規則	
一般原則関係	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の一般原則等 職員の一般的要件 職員の知識及び技能の向上 他の社会福祉施設と併設する場合の兼用・兼務 入所者の平等取扱い 虐待等の禁止 懲戒に係る権限濫用禁止 		<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 		<ul style="list-style-type: none"> 事業者の責務(体制の整備等) 事業者の責務(平等取扱い) 職員の責務(虐待等の禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> 人権の尊重、体罰等の禁止等(指導員の役割として) 資質向上のための研修の実施
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に必要な設備の設置 毎月1回以上の訓練 		<ul style="list-style-type: none"> 定期的な訓練 		<ul style="list-style-type: none"> 非常災害に必要な設備の設置、訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 事故やケガの防止と対応 防災、防犯対策(定期的な避難訓練) 来所・帰宅時の安全確保
食事	<ul style="list-style-type: none"> 自園調理 3歳以上児に対する給食の外部搬入に係る特例 	—	<ul style="list-style-type: none"> 食事(必要な設備を設ける) 	<ul style="list-style-type: none"> 食事に関する規定(自園調理除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の提供(献立等) 	—
保健関係	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理、感染症・食中毒防止、医薬品備付 入所者・職員の健康診断 		<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 		<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理、感染症・食中毒防止 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理(感染症等の発生時の対応策)
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 内部規程の策定(入所者への援助、施設管理) 職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備 秘密保持義務 苦情対応(窓口設置等) 		<ul style="list-style-type: none"> 保育所と同じ(準用) 保育所と同じ(準用) 		<ul style="list-style-type: none"> 運営規程 職員、財産、収支、処遇に係る帳簿整備 職員の勤務体制 入居定員 秘密保持義務 苦情対応(窓口設置等) 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報、プライバシー保護、秘密保持 苦情処理体制の整備等
関係機関、保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> 保護者との密接な連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設の長と学校、児童相談所等との連携による児童の指導及び家庭環境の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と保護者との密接な連絡 市町村と保育所その他の関係機関との連携 		<ul style="list-style-type: none"> 心身の状況等の把握、福祉サービス提供者等との密接な連携 関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者、学校、放課後子ども教室、関係機関、地域と連携
評価等	(*)	自己評価・第三者評価、(*)	(*)	—	自己評価・第三者評価(努力義務)(*)	自己点検、(*)
保育内容	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が定める指針(保育所保育指針)に従う 		<ul style="list-style-type: none"> 保育所に準じて行う 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して行う 	—	<ul style="list-style-type: none"> 指導員が行う活動を記載(健康管理、出席確認、自立に向けた手助け等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援計画の策定 養護(生活環境等を整える) 生活指導、学習指導、職業指導、家庭環境の調整 児童と起居を共にする職員 		—		<ul style="list-style-type: none"> 入居費用 所持品の保管 入居者の状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童 障害児の受入と配慮 利用者へ情報提供

(*)社会福祉法上の努力義務あり

その他の論点

◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

これまでの議論を踏まえた方向性

- 従来どおり、地域が地域の実情に応じて利用申込・利用決定の方法を定めることとするのが適当である。
- 今般の児童福祉法の改正により、市町村は、必要な情報の収集を行うこととされ、これまで以上に情報の集約が求められることとなったことを踏まえ、各クラブの協力を得て、クラブの利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当である（P 30参照）。

<委員の主な意見>

- ・ 市町村が一元的に放課後児童クラブに関する情報を収集して情報提供することが重要。

【あっせん・調整等について】

- 利用手続は市町村が定めるものであるため、具体的な運用や考え方については市町村において検討する必要がある。
- 今般の児童福祉法の改正により、放課後児童クラブに関し必要な情報の収集を行うこととされたことを踏まえ、市町村はクラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん・調整等を行っていくことが適当と考えられる。
 - ※ クラブは市町村が行う情報の収集、あっせん、調整及び要請に対しできる限り協力しなければならないとされている。
- あっせん、調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合（法律上に規定）のほか、待機児童が発生した場合に、クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し定員に達していないクラブを紹介するなどの方法が考えられる。
 - ※ 児童が放課後を過ごす場としては、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることに留意が必要。

【優先利用について】

- 放課後児童クラブの対象については、児童福祉法上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされている。
- 放課後児童クラブにおける児童の受入れに当たっては、地域によっては、対象となる児童のうちどの児童から受け入れていくかについて、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。
- 市町村はクラブの提供体制を整備する必要があるものの、体制が追いつかない場合には、優先順位を付けて対応することも許容すべき。

○ 優先的に受け入れるべき児童の考え方としては、子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性の認定」やガイドラインの記載を参考とし、例えば以下の事項等が考えられる。

- ・ひとり親家庭の児童
- ・生活保護世帯の児童
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い家庭の児童
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な児童
- ・障害を有する児童
- ・低学年の児童など、発達程度の観点から配慮が必要と考えられる児童 など

○ 優先利用については、省令事項ではないが、ガイドライン等で考え方を示す等の対応が必要である。

【新制度における保育の優先利用の考えについて、現在の対応方針案中の例示事項】（子ども・子育て会議で検討中）

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- ・生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ・子どもが障害を有する場合
- ・育児休業明け
- ・兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ・小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- ・その他市町村が定める事由

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

- (1) 障害のある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童について、利用の希望がある場合は可能な限り受入に努めること。受入に当たっては、施設・設備について配慮すること。
- (2) 障害のある児童を受け入れるための職員研修等に努めること。

<委員の主な意見>

- ・利用の必要性や優先度についての基準が必要ではないか。
- ・自治体の判断で、優先順位を付けて受け入れることも許容すべきではないか。
- ・放課後子ども教室と一体的に実施している場合、厳密な要件を決めて順位付けすると待機児童が生じる可能性がある。
- ・障害児は優先利用の対象とすべき。
- ・優先利用についてガイドライン等で明記してほしい。
- ・高学年でもクラブの利用の必要性が高いケースもある。

◎ 児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

これまでの議論を踏まえた方向性

○ 法改正により、6年生まで事業の対象範囲であることが明確化されたが、あくまで「対象範囲」を示すものであり、個々のクラブにおいて、必ずしも6年生まで受け入れなければならないとはいえない。

※ 児童福祉法上、保育所の対象は「保育に欠ける乳児又は幼児」であるが、施設によっては一部の乳幼児のみを受け入れる施設も存在しているところ。

○ ただし、子ども・子育て支援法では、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、放課後児童クラブを実施することとされており、市町村は、利用ニーズを把握した上で、提供体制の整備を行う必要がある。

※ 児童が放課後を過ごす場としては、放課後子ども教室、児童館等多様な居場所があることや、これらの事業等と連携した取組が必要であることに留意が必要。

<委員の主な意見>

- ・対象年齢の明確化に伴い、6年生までのニーズが生じると考えられるが、個々のクラブで6年生までの受入れを義務化するのは厳しい。
- ・高学年でもクラブの利用の必要性が高いケースもある。（再掲）

◎放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

◎児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

これまでの議論を踏まえた方向性

【面積要件について】

→ P 1 4 参照

【その他について】

- 放課後子ども教室や児童館と連携・一体的に実施している場合でも、放課後児童クラブが「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」事業であり、クラブが留守家庭児童の生活の場であることに鑑み、運用上の配慮が必要である。

<委員の主な意見>

- ・ 生活の場、帰ってくる場であることへの配慮が必要ではないか。

◎放課後児童健全育成事業として行わない「学童保育」について

これまでの議論を踏まえた方向性

- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として事業を実施する場合は、児童福祉法に基づく事前の届出を行い、事業を実施することとなる。
- 児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」として行わない「学童保育」については、児童福祉法上の規制にかかわらず運営することが可能である。
- ただし、クラブの利用を希望する保護者が、そのクラブが児童福祉法上の「放課後児童健全育成事業」か「学童保育」か適切に判断し、また、適切に選択することができるようにすることは重要であるため、例えば、市町村において届出対象事業者の一覧を作成し、情報提供する等、運用上工夫する必要がある。

<委員の主な意見>

- ・ 企業等に対し、どのように関与していくのか。
- ・ 消費者保護、児童福祉という観点から、相当慎重に検討すべきではないか。
- ・ 市町村は、届出対象事業者についてきちんと情報提供すべき。